

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>料金表</p> <p>第4表 小包郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 小包郵便物の特別追加料金</p> <p>天災、感染症その他非常の事態による航空路線の減便又は運休に伴い航空運送に係る費用の高騰等が発生し、第2の1（小包郵便物の料金）の表に規定する料金額で航空運送に係る費用を賄うことが著しく困難な場合において、役務の提供を行うための例外的な措置として、2024年4月1日から2025年3月31日までの間、当該費用の割増分に相当する追加料金（以下「特別追加料金」といいます。）を適用します。</p> <p>なお、適用期間の延長若しくは短縮、対象とする地帯又は料金額の変更がある場合には、法令に則り、改めて定めます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 EMS郵便物の特別追加料金</p> <p>天災、感染症その他非常の事態による航空路線の減便又は運休に伴い航空運送に係る費用の高騰等が発生し、第2の1（EMS郵便物の料金）の表に規定する料金額で航空運送に係る費用を賄うことが著しく困難な場合において、役務の提供を行うための例外的な措置として、2024年4月1日から2025年3月31日までの間、当該費用の割増分に相当する追加料金（以下「特別追加料金」といいます。）を適用します。</p> <p>なお、適用期間の延長若しくは短縮、対象とする地帯又は料金額の変更がある場合には、法令に則り、改めて定めます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>料金表</p> <p>第4表 小包郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 小包郵便物の特別追加料金</p> <p>天災、感染症その他非常の事態による航空路線の減便又は運休に伴い航空運送に係る費用の高騰等が発生し、第2の1（小包郵便物の料金）の表に規定する料金額で航空運送に係る費用を賄うことが著しく困難な場合において、役務の提供を行うための例外的な措置として、2025年4月1日から2026年3月31日までの間、当該費用の割増分に相当する追加料金（以下「特別追加料金」といいます。）を適用します。</p> <p>なお、適用期間の延長若しくは短縮、対象とする地帯又は料金額の変更がある場合には、法令に則り、改めて定めます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第5表 EMS郵便物の料金</p> <p>第1 適用</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 EMS郵便物の特別追加料金</p> <p>天災、感染症その他非常の事態による航空路線の減便又は運休に伴い航空運送に係る費用の高騰等が発生し、第2の1（EMS郵便物の料金）の表に規定する料金額で航空運送に係る費用を賄うことが著しく困難な場合において、役務の提供を行うための例外的な措置として、2025年4月1日から2026年3月31日までの間、当該費用の割増分に相当する追加料金（以下「特別追加料金」といいます。）を適用します。</p> <p>なお、適用期間の延長若しくは短縮、対象とする地帯又は料金額の変更がある場合には、法令に則り、改めて定めます。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則（2025年3月6日 2024-日国郵第0313号）</p> <p>この改正規定は、2025年4月1日から実施します。</p>